

すいざわ

センターだより

水沢地区市民センター ☎329-2001
水沢地区団体事務局 ☎329-2323

「すいざわ センターだより」がカラーで見れます。

水沢地区のホームページのアドレスは <https://suizawa-yokkaichi.com> ご意見・投稿などはsuizawahp@gmail.com

市民センター

夏休み子ども教室



とうげい教室

土をこね、形を作り、もようをつけて、色をぬり、自分の好きな焼き物を作ってみよう！

日 時：7月25日(火) 10:00～12:00
形づくり

8月9日(水) 10:00～12:00 色づけ

8月24日(木) 10:00～11:00 作品渡し

場 所：水沢地区市民センター2階大会議室

対 象：3日間とも参加できる人（一般の方の参加も受け付けます）

講 師：稲垣竜一さん

定 員：20名



親子ドローン教室

ドローンが空を飛ぶ仕組みなどを学んで、実際にドローンを飛ばしてみよう！

日 時：8月5日(土) 9:30～（2時間程度）

場 所：水沢地区市民センター2階大会議室

対 象：小学3年生～中学3年生程度とその保護者

講 師：齋田洋司さん

定 員：10名

参加費：無料



遊パークすいざわで「かかしづくり」

午後イベント(竹の家スター★ドームを作ろうよ!)もあるよ

作ったかかしは、宮妻町内の遊パークすいざわで展示します。午後のイベントも参加できます。

日 時：7月29日(土) 9:30集合(2時間程度)

場 所：遊パークすいざわ アハハの森

〔三交バス停留所「林」南側の森〕

定 員：15名

参加費：子ども500円 大人700円

持ち物：古着、古帽子等、かかしを飾り付ける衣装など（会場でも準備しています）

問合せ：前田さん(☎090-4256-2341)



少年自然の家で「カヤック体験」!

夏空のもとカヤックを楽しんでみませんか。

日 時：8月19日(土) 10:00～（2時間程度）

〔荒天の場合は中止〕

集 合：少年自然の家 大門池広場

〈現地集合・解散 ☎329-3210〉

定 員：20名〔小学1～3年生は保護者同伴（1人に付き1人の保護者同伴）〕

参加費：無料

持ち物：水筒、タオル、着替え、帽子、雨カップ

服 装：ぬれてもよい服装、サンダルはかかとのあるもの



申込書による締め切りは、7月19日(水)です。

※参加希望の方は、水沢小学校で配布した申込書の水沢地区市民センターへ提出してください。

※中学生以上の方は、直接センターへお申し込みください。

※各講座、定員になり次第受付終了します。

※7月19日(水)までは電話受付はしませんが、7月20日(木)から、電話でも受付します。

【問合せ】水沢地区市民センター ☎329-2001

夏休み＊自由研究応援企画

君もお茶博士になろう！

待ちに待った夏休み！今年の自由研究は地元の水沢の茶畑で、自分で茶葉を摘んで、製茶加工してオリジナルの茶葉に仕上げます。

また、できた茶葉を分析し、お茶の成分について調べてみよう。

◇日時：7月26日（水）・27日（木）・29日（土）・30日（日）10：00～12：00

◇場所：四日市市茶業振興センター

◇対象：小学3年生～6年生

◇定員：各日とも10名（先着順）

◇参加費：無料

◇申込み方法：電話またはメールでお申し込みください

【問合せ・申込先】四日市市茶業振興センター 四日市市水沢町252-63

☎・FAX 329-3367

Mail info@y-ocha.com



親子料理教室（7月22日開催）の材料費の訂正について

センターだよりすいざわ 6月20日号の「親子料理教室」〈7月22日（土）開催〉

記事に誤りがありました。内容を訂正させていただくと共にお詫びします。

（誤）無料 ⇒ （正）子ども300円 大人600円

【問合せ】水沢地区市民センター ☎329-2001



～センターだよりすいざわ 6月20日号掲載記事の内容について～

お早めにマイナンバーカードをお受け取りください！

マイナポイントを取得できる方の申請期間が記載されておりませんでした。

（2023年2月末までに申請された方）

マイナンバーカードを取得するにはマイナンバーカードを受け取ってから、ポイントを申し込んでいただく必要があります。

ポイント申込期限（9月末）間際にはカード交付窓口の混雑が予想されます。

四日市市役所から交付通知書が届いたら、交付日時をご予約いただき、お早めにカードを受け取りにお越しください。

【問合せ】カード予約コールセンター ☎0120-000-396

四日市市マイナンバーカードサービスセンター ☎340-8371



介護予防ボランティア 四日市市ヘルスリーダーの会による

イキイキ教室



◇日 時：7月19日（水）13：30～15：00

◇場 所：水沢地区市民センター 2階大会議室

◇対 象：おおむね65歳以上の市民の方

◇内 容：介護予防の運動、レクリエーション

～ストレッチ・筋トシ・脳トシなど・ラダー（はしご）～など



いきいき横町

シルバーリハビリ体操

◇日 時：7月21日（金）9：00～10：00

◇場 所：横堀町集会所

◇対 象：水沢地区在住の方どなたでも

◇内 容：リハビリ体操



三本松瑠璃会

出張イキイキ教室



◇日 時：7月26日（水）13：00～

◇場 所：三本松公民館

◇対 象：水沢地区在住の方どなたでも

◇内 容：100歳体操・ヘルスリーダーによる出張イキイキ教室

申込み：不要

参加費：無料

《シルバーリハビリ体操・出張イキイキ教室・イキイキ教室》

◇持ち物：マスク、タオル（体操用・汗拭き用）、お茶

※動きやすく、体温調整しやすい服装でお越しください。

【問合せ】高齢福祉課 ☎354-8170

～人権擁護委員をご存じですか？～

人権擁護委員とは法務大臣の委嘱を受けたボランティアの方方で、皆さんのために日々、人権啓発活動や人権相談などに取り組んでいます。本市には18名の委員がおります。

水沢・小山田地区からは

いのうえ まさのり
井上 正徳さん にご活躍いただいています（任期は令和5年7月1日から3年間）

◆人権についてお困りやお悩みの際は、法務局の人権相談をご利用ください。

【みんなの人権110番】☎0570-003-110

【問合せ】人権・同和政策課 ☎ 354-8293 FAX 354-8611

不動産の登記義務に関する動きについて

相続登記が行われないこと等により所有者がわからない土地が発生しており、土地利用がしづらくなったり、隣接する土地への悪影響が発生しているなか、高齢者の死亡者数の増加等により今後ますますこの問題が深刻化するおそれがあることから、民法、不動産登記法等の法律が改正され、今年4月1日から施行されました。

所有者不明土地等の発生防止と利用の円滑化の両面から対応されるもので、「不動産登記制度の見直し」「土地を手放すための制度(相続土地国庫帰属制度)の創設」「土地・建物等の利用に関する民法の規定の見直し」が柱となっています。

このうち、不動産登記制度の見直しについては、皆さんに関係が深い内容ですので、ご紹介します。

① 相続登記の申請の義務化【令和6年4月1日以降で適用】

不動産を相続し、又は受贈されても新たな不動産の所有者には、当該不動産の登記義務がないことから、相続人等新たな不動産の所有者が変更登記をしない場合が多く見受けられることから、

○不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請が義務付けられ、正当な理由がないのに申請をしない場合、10万円以下の過料が課せられます。

○この義務化に際し、相続人が申請義務を簡単な手続きですることができるような制度が設けられます。

なお、相続人が複数おり遺産分割協議が整った場合にはその内容を踏まえ登記申請をすることも求められます。

② 住所変更登記等の申請の義務化【施行時期未定】

不動産の所有権の登記名義人に対し、住所等の変更日から2年以内にその変更登記の申請をすることが義務付けられ、正当な事由がないのに申請をしない場合、5万円以下の過料が課せられます。

令和7年3月31日を期限とする「相続登記にかかる登録免許税(法務局で納付する税)」について、一定の条件を満たす場合には、税負担が免除となる特例が運用されています。

免除対象となる要件等は、法務局のホームページをご覧ください。

親戚が集まる機会等があれば、話し合いをしていただく良い機会かもしれません。

詳しい内容は法務局のホームページをご覧ください。

令和4年4月1日版

相続登記について 登録免許税が**免税** される場合があります^(※1)

適用期間が

延長

されました

&

適用対象が

拡充

されました

免税期間はいずれも**2025年3月31日まで**

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください

なくそう
所有者不明土地！
詳しくは
こちら！



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

1 相続により土地を取得した方が相続登記を しないで死亡した場合の相続登記



該当する場合は登録免許税を免税

2 不動産の価額が**100万円**以下の土地に係る 相続登記^(※2) (相続人が受ける「所有権の保存の登記」^(※3)を含みます)

該当する場合は登録免許税を免税

- 不動産の価額が引き上げられました。
10万円以下 → **100万円以下**
- 適用対象が**全国の土地**に拡充されました。



不動産の価額が100万円以下

※1 租税特別措置法第84条の2の3に該当する場合 ※2 不動産の価額は土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価額です。
※3 所有権の登記がされていない不動産についての相続登記の方法です。

法務省民事局

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

ストップ 望まない受動喫煙

～吸わない人に、吸わせないために～

たばこの先端から立ち上る「副流煙」やたばこを吸った後に口から吐き出される「呼気／呼出煙」には、直接吸い込む「主流煙」に比べ、有害物質が数倍多く含まれています。

受動喫煙とは、この「副流煙」や「呼出煙」を自分の意思とは関係なく吸い込んでしまうことを言い、喫煙者だけでなく、周囲の人にも健康被害をもたらすため、住居やベランダで喫煙する場合でも、喫煙者は家族や周囲の人の受動喫煙防止に配慮する必要があります。

最も効果的な対策は“禁煙”です！

禁煙を始めたその日から肺がんや虚血性心疾患で死亡する危険率が徐々に低下していくという調査結果も出ています。ご自身の健康のためにもぜひ禁煙し、望まない受動喫煙をなくしましょう。

【問合せ】健康づくり課 ☎354-8291



ユネスコ無形文化遺産 「鳥出神社の鯨船行事」事前学習会 参加者募集

ユネスコ無形文化遺産の「鳥出神社の鯨船行事」が8月14日（月）・15日（火）に富田地区で行われます。

事前学習会に参加して、勇壮な鯨船を体感してみませんか。

☆日 時：8月15日（火） 9：30～11：30頃（9：00受け付け）

☆集合場所：富田地区市民センター2階ホール

☆内 容：鯨船の概要の説明、各組の鯨船山車に分かれて町練りと本練りの見学・体験

☆持 ち 物：筆記用具、飲み物、帽子、タオルなど

☆定 員：20名程度（応募多数の場合は抽選）

☆そ の 他：7月31日（月）までに、参加者全員の住所・名前・年齢、代表者の連絡先を、Eメールか応募フォーム・ファクスにてシティプロモーション部文化課へ。雨天時は内容を変更するか中止となる場合があります。

詳しくは、『広報よっかいち』7月下旬号、ホームページ（「四日市の文化財イベント情報」[検索](#)）をご覧ください。申し込みは右記QRコードからできます。

【問合せ】四日市市シティプロモーション部文化課 ☎354-8238 FAX354-4873

E-mail bunka@city.yokkaichi.mie.jp





読書に関するエッセーを募集



あなたが今まで読んだ本の中で感じたこと、印象に残ったことをエッセー（随筆）にしてください。

- 対象：市内に在住または通勤、通学する小学生以上の人
- テーマ：「図書館が出会わせてくれたもの」または、読書法や読書論について
- 規定：400字詰め原稿用紙またはワードなど（1列20文字×20列を）使用し、本文3枚と表紙1枚で未発表のもの（一人1編）に限る
- 申込み：10月4日（水）〔必着〕までに、作品表紙に所定の応募用紙を添えて、郵送かEメールで、または直接、〒510-0821 久保田一丁目2-42 四日市市立図書館「エッセーコンクール係」へ
- 募集要望：市立図書館で配布するほか、ホームページから入手できます。

【問合せ】 四日市市立図書館

☎352-5108 FAX352-9897 Mail tosyokan@city.yokkaichi.mie.jp

ホームページ <https://www.yokkaichi-lib.jp/> 月曜日、第2・4火曜日休館



ステキ健康サポーター養成講座参加者募集！

健康づくりのため、生活習慣病の運動と食事について学び、緑あふれる公園で仲間と楽しく活動しませんか？

参加無料

■日時：8月4日・18日・25日・9月1日・8日（全5回 毎週金曜日）

9:30~11:30

■場所：あさけプラザ 第4・5会議室<下之宮町296-1>

■対象：体を動かすことが好きな人や健康に関する知識を人に伝える意欲がある人で、地域での健康づくり活動に興味があり、講座終了後ステキ健康サポーターとして、ボランティア活動ができる市内在住の18歳以上の人

■内容：健康づくりに関する講義や運動実習、食に関する講義など

■定員：30名（応募多数の場合は、抽選）

■締め切り：7月20日（木）必着

■申込み：右記二次元コードから、もしくは、電話、健康づくり課窓口（市役所7階）へ

【問合せ】健康づくり課 〒510-8601 諏訪町1-5 ☎354-8291



新・増築の家屋調査にご協力ください

令和5年1月2日以降に、家屋を新築または増築した人には、市役所資産税課から家屋調査の手紙をお送りします。この調査は、来年度の固定資産税・都市計画税の課税の基礎となるものです。手紙が届きましたら調査にご協力をお願いします。

また、相続・売買・贈与などにより未登記の家屋の名義変更をした場合は、「家屋補充課税台帳登録者の変更届」の提出が必要です。家屋を取り壊したときもご連絡をお願いします。

【問合せ】 資産税課家屋係 ☎354-8135 FAX354-8309





「子どもをまもるいえ」についてのお願い

四日市市では、各地域でPTAや青少年育成関係団体等の推進団体が「子どもをまもるいえ」の設置を推進しています。これは、子どもの登下校や放課後において「痴漢」、「連れ去り」、「付きまとい」などの行為による被害を未然に防ぎ、子どもを一時的に保護し、警察や学校などへ通報していただくことを目的としています。また、ステッカーを家の前に貼っていただくことで、地域の犯罪を未然に防ぐという抑止効果も考えられます。

現在多くのご家庭にご協力いただいておりますが、新たにご協力いただける方、事情によりご協力いただけなくなった方がございましたら、各地域の設置推進団体までご連絡願います。

- 水沢地区の設置推進団体 水沢小学校PTA（水沢小学校 ☎329-8000）
- 四日市市PTA連絡協議会 四日市市・四日市市教育委員会青少年育成室 ☎354-8247

地域行事等における事故にご注意ください

毎年、夏から秋にかけて、清掃活動などの地域行事が盛んに行われる中、以下のような事故が多数発生していますので、ご注意ください。

- 自治会の除草作業でハチに刺された、熱中症になった
- 草刈り機で石を跳ねて車両を破損させた
- 地区運動会や町内夏祭りの片付けでケガをした



本市では、地域活動中の事故などに対応するため、市民活動総合保険に加入しています。万が一事故が発生した場合は、下記の担当までご相談ください。

【問合せ】市民協働安全課 ☎354-8179 FAX354-8316

羽津小学校・桜台小学校・楠小学校

(9月上旬から勤務です)

塩浜小学校・笹川小学校・下野小学校 給食パートを募集

- ◇募集職種：小学校給食調理員（給食パート）
- ◇業務内容：給食調理、運搬、後片付け、調理場清掃など
- ◇その他：詳しい内容は下記までお問い合わせください。



【問合せ】教育総務課 ☎354-8236 FAX354-8308

固定資産税・都市計画税(第2期)

納期限は
7月31日(月)です



人権標語

- ☆自分がされて 嫌なことは 人にもしない
- ☆ありがとう その一言で みんな笑顔